

山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の交通の不便な地域における住民の生活の利便性の向上を図るため、当該地域の住民が主体となりコミュニティタクシーを運行する事業に対し、その継続的な運行を維持していくための経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティタクシー 乗客定員が14人以下の車両を利用し、乗り合いにより運行するものをいう。
- (2) 団体 自治活動や慣習などで深い結びつきを持ち、コミュニティを形成している区域内で、単一もしくは複数の自治会等により構成されている組織をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次条に定める事業を行う団体であって、市長が認めた団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、山口市コミュニティタクシー運行事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に適合する事業であって、山口市長が認めた事業であるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) コミュニティタクシー運行経費（以下「運行経費」という。）
- (2) 停留所の整備に要する費用
- (3) 広告収入に係る活動費
- (4) 事務管理費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内で、別表1に掲げる額とする。

2 前項の運行経費は、補助金を申請しようとする年度の前年度の実績見込みに基づ

いて算出するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る事業実施計画書
- (2) 補助対象事業に係る収支予算書
- (3) 構成員の名簿
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当であると認めるときは、山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行うに際し、補助対象事業の内容、計画期間、採算性その他の事項を勘案し、必要と認めるときは、前条の規定による申請を行った補助対象者と協議のうえ当該申請に係る補助対象事業の内容について補正を求め、又は補助金の交付について条件を付することができる。

(事業の変更等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ山口市コミュニティタクシー運行事業変更承認申請書(別記第3号様式)により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の内容の変更を承認したときは、山口市コミュニティタクシー運行事業変更承認決定通知書(別記第4号様式)により、当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の規定により補助対象事業の内容の変更を承認する場合について準用する。
- 4 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ山口市コミュニティタクシー運行事業中止(廃止)届(別記第5号様式)により、市長に届け出なければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、毎年4月から9月末日までの補助対象事業の遂行状況を記

載した山口市コミュニティタクシー運行事業遂行状況報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、10月31日までに、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
 - (2) 補助対象事業の状況報告書類
 - (3) 補助対象経費を証する書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は補助対象事業の遂行状況に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求めることができる。

（概算払）

第11条 市長は、第8条第1項の規定により交付を決定した後において、補助対象事業の円滑な遂行を図るうえで特に必要があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、交付決定額を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、山口市コミュニティタクシー運行事業補助金概算払請求書（別記第7号様式）により、市長に申請しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、廃止し、若しくは完了したときは、当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了した日から起算して30日以内に、山口市コミュニティタクシー運行事業実績報告書（別記第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象事業の成果をまとめた書類
- (3) 補助対象経費を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、山口市コミュニティタクシー運行事業補助金確定通知書（別記第9号様式）により、当該報告を行った補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助対象事業の完了を理由とする前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告の内容が、第8条第1項の規定により交付を決定し、又は第9条第2項の規定により変更の承認をした補助対象事業の内容に明らかに適合しないと認めるときは、前項の規定による確定を行う前に、当該報告を行った補助事業者に対し、補正を求めることができる。

(補助金の交付請求)

第14条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付請求書(別記第10号様式)により、市長に請求しなければならない。

2 補助事業者は、第11条第1項の規定により支払われた概算払額が前条第1項の規定により確定した補助金額を超えるときは、その差額を市長に返納しなければならない。この場合において、補助事業者は、その差額を市長が定める日までに市長に返納しなければならない。

(決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 補助対象事業の執行方法が不相当と認められたとき。
- (4) 第9条第4項に規定する届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付決定取消通知書(別記第11号様式)により、当該取消しに係る補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、山口市コミュニティタクシー運行事業補助金返還命令書(別記第12号様式)により、当該取消しに係る補助事業者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第17条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、並びに収入及び支出に係る証拠書類を整理して、補助対象事業を中止し、廃止し、又は完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これらを保存しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助対象事業に係る補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

団体	乗車率基準に係る算定年度	運行経費に係る補助額	第5条第2号から第5号に掲げる額
運行区域内の停留所から、生鮮食料品が購入できる商業施設または日常かかりつけることのできる医療施設までの距離が4.5km以上である団体	4月1日から始まらない初年度	運行経費から収入額を差し引いた全額	全額
	1年目から3年目	<p>運行経費の100分の75を超えない額及び次に該当するもの</p> <p>①福祉優待バス乗車証、運転卒業者サポート手帳および運転経歴証明書適用による運賃収入の減収相当額</p> <p>②遠距離通学対策事業補助金により定期券の実費が補助されている児童生徒が利用する場合における当該便の運行経費の2分の1の額（登下校1便ずつに限る）</p> <p>③乗車率35%を超えた年間乗車人員に正規運賃を乗じた額（①、②及び運賃収入との合計が100分25を超えない額とする）</p> <p>ただし、当該団体において、当該年度の上記補助額及び協賛金、前年度分の留保金相当額を充当してもなお欠損が生じる場合、翌年度に収支改善を実施することを条件に、当該年度末において欠損額を補助することができる。</p>	全額
上記以外の団体	4月1日から始まらない初年度	運行経費から収入額を差し引いた全額	全額
	1年目から3年目	運行経費の100分の70を超えない額及び次に該当する	全額

	<p>もの</p> <p>①福祉優待バス乗車証、運転卒業者サポート手帳および運転経歴証明書適用による運賃収入の減収相当額</p> <p>②遠距離通学対策事業補助金により定期券の実費が補助されている児童生徒が利用する場合における当該便の運行経費の2分の1の額（登下校1便ずつに限る）</p> <p>③乗車率35%を超えた年間乗車人員に正規運賃を乗じた額（①、②及び運賃収入との合計が100分30を超えない額とする）</p> <p>ただし、当該団体において、当該年度の上記補助額及び協賛金、前年度分の留保金相当額を充当してもなお欠損が生じる場合、翌年度に収支改善を実施することを条件に、当該年度末において欠損額を補助することができる。</p>	
--	---	--

（備考）

- 1 算定年度の1年目から3年目において、乗車率基準を達成した団体は、翌年度の算定年度を1年目とする。

年 月 日

山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付申請書

山口市長 渡 辺 純 忠 様

補助対象者

団体名

代表者氏名

印

住所

電話

年度山口市コミュニティタクシー運行事業に係る補助金の交付を受けたいので、山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業の名称

2 交付申請額

円

3 添付書類

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

(3) 構成員の名簿

(4) その他、市長が必要と認める書類

補助対象者

住所

団体名

代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあった 年度山口市コミュニティタクシー運
行事業に係る補助金の交付について下記のとおり決定したので、山口市コミュニティタク
シー運行事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

年 月 日

山口市長 渡 辺 純 忠

記

- 1 事業の名称
- 2 交付の可否
- 3 交付決定額 円
- 4 備考（不可とする理由、補正を求める事項、条件等）

第3号様式（第9条第1項）

年 月 日

山口市コミュニティタクシー運行事業変更承認申請書

山口市長 渡 辺 純 忠 様

補助事業者

団体名

代表者氏名

印

住所

電話

年 月 日付け指令交第 号により交付の決定を受けた 年度山口市コミュニティタクシー運行事業に係る補助金について、下記のとおり当該事業を変更したいので、山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

1 事業の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

第4号様式（第9条第2項）

指令交第 号

補助対象者

住所

団体名

代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあった 年度山口市コミュニティタクシー運行事業の変更について、下記のとおり承認したので、山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

山口市長 渡 辺 純 忠

記

- 1 事業の名称
- 2 変更後の事業の内容

- 3 補正を求める事項、条件等

第5号様式（第9条第4項）

年 月 日

山口市コミュニティタクシー運行事業中止（廃止）届

山口市長 渡 辺 純 忠 様

補助事業者

団体名

代表者氏名

印

住所

電話

年 月 日付け指令交第 号により交付の決定を受けた 年度山口市コミュニティタクシー運行事業に係る補助金について、下記のとおり当該事業を中止（廃止）したいので、山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付要綱第9条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 事業の名称
- 2 中止（廃止）の内容

- 3 中止（廃止）の理由

第6号様式（第10条第1項）

年 月 日

山口市コミュニティタクシー運行事業遂行状況報告書

山口市長 渡 辺 純 忠 様

補助事業者

団体名

代表者氏名

印

住所

電話

年 月 日付け指令交第 号により補助金の交付の決定を受けた
年度山口市コミュニティタクシー運行事業の 年9月末日現在での遂行状況について、
山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記
のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 事業費

円

3 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 事業の状況報告書類
- (3) 補助対象経費を証する書類
- (4) その他、市長が必要と認める書類

年 月 日

山口市コミュニティタクシー運行事業補助金概算払請求書

山口市長 渡 辺 純 忠 様

補助事業者

団体名

代表者氏名

印

住所

電話

年 月 日付け指令交第 号により交付の決定を受けた 年度山口市コミュニティタクシー運行事業の補助金について、概算払が必要ですので山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 概算払を必要とする理由
- 3 概算払請求額 円
- 4 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農 協		支店・支所
普 当	口座番号		
フリガナ			
口座名			

.....
委任状

山口市コミュニティタクシー運行事業補助金の受領方を

住所 _____

氏名 _____ に委任します。

補助事業者名 _____

代表者住所 _____

氏名 _____ (印)

年 月 日

山口市コミュニティタクシー運行事業実績報告書

山口市長 渡 辺 純 忠 様

補助事業者

団体名

代表者氏名

印

住所

電話

年 月 日付け指令交第 号により補助金の交付の決定を受けた
年度山口市コミュニティタクシー運行事業を（中止・廃止・完了）したので、山口
市コミュニティタクシー運行事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおりそ
の実績を報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 （中止・廃止・完了）年月日 年 月 日
- 3 事業費（収支決算額） 円
- 4 添付書類
 - （1） 収支決算書
 - （2） 補助対象事業の成果をまとめた書類
 - （3） 補助対象経費を証する書類
 - （4） その他、市長が必要と認める書類

※ 備考

年度末日の到来による報告の場合は、完了に丸印を付けてください。

補助対象者

住所

団体名

代表者氏名 様

年 月 日付けで実績報告のあった 年度山口市コミュニティタクシー
運行事業について、下記のとおりその補助金の額を確定したので、山口市コミュニティ
タクシー運行事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により通知します。

年 月 日

山口市長 渡 辺 純 忠

記

1 事業の名称

2 交付確定額 円

年 月 日

山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付請求書

山口市長 渡 辺 純 忠 様

補助事業者
代表者氏名 印
住所
電話

年 月 日付け指令交第 号により確定通知のあった 年度山口市
コミュニティタクシー運行事業に係る補助金について、山口市コミュニティタクシー運行
事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 事業の名称
- 2 交付請求額 円
- 3 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 農 協		支店・支所
普 当	口座番号		
フリガナ			
口座名			

.....
委任状

山口市コミュニティタクシー運行事業補助金の受領方を

住所 _____

氏名 _____ に委任します。

補助事業者名 _____

代表者住所 _____

氏名 _____ 印

第11号様式（第15条第2項）

指令交第 号

補助事業者 様

年 月 日付け指令交第 号により交付を決定した 年度山口市コミュニティタクシー運行事業に係る補助金の交付の決定について、その全部（一部）を取り消したので、山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

山口市長 渡 辺 純 忠

記

- 1 事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 取消後の補助金額 円
- 4 補助金の既交付額 年 月 日交付 円
- 5 取消しにより返還を命ずる額 円
- 6 取消しの理由

第12号様式（第16条）

交第 号
年 月 日

山口市コミュニティタクシー運行事業補助金返還命令書

補助事業者 様

山口市長 渡 辺 純 忠

山口市コミュニティタクシー運行事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり 年度山口市コミュニティタクシー運行事業に係る補助金の返還を命ずる。

記

- 1 事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 取消後の補助金額 円
- 4 補助金の既交付額 年 月 日交付 円
- 5 返還を命ずる額 円
- 6 返還期限 年 月 日まで
- 7 返還を命ずる理由